

## 天童寺世代考 (五)

吉 田 道 興

滅翁文礼 (一一六七—一二五〇)

滅翁の伝記は、『天童寺志』巻七に所載する天台徳雲撰の「天目禪師行状」が最古のもので、恐らく滅翁の没後間もない頃の成立と思われる。撰者の徳雲については行実不明であるが、この史料の前に付いている「釈法照『天目禪師祭文』」の撰者法照と共に滅翁の道友であろう。以下、この「行状」を元にして他の伝記史料を参照しながら滅翁の伝記を辿ってみよう。

諱は「文礼」、号は「滅翁」。出身は、浙江省杭州の臨安であり、姓は阮氏。家が天目山の麓にあったので、「天目」とも号す。

天童寺世代考 (五) (吉田)

誕生は「乾道三年 (丁亥) (一一六七)」で、月日は不明。六歳の時、籃 (かご) を携え母に随い桑を取っていると俄かに念いつめた。「これを携えている人は誰なのであろうか」と。つまりこの歳で「出家の志」を起こし始めたといふのである。「絃誦 (学校)」に入っては他の子供たちをはるかに越える才能を発揮した。十六歳の時、郷土 (臨安) の真相寺智月によって剃髪し、その後、浄慈寺の混源曇密 (一一二〇—一一八九)、淳熙十一年浄慈寺に住す) に参じ、「現成公案」を挙され、また「三十棒の話」を放たれたが相方の心が契わなかつた、という。そこで育王寺の仏照徳光 (拙庵徳光 (一一二二—一二〇三)、淳熙七年育王寺に住す) に参調し、仏照の「ここに来た者、その誰が主人公

なのか」との問いに滅翁は豁然と領解した。別のある日、  
 仏照が再び滅翁に「これ風動、これ旛動、このように言う  
 僧はどうだ」と問うた。滅翁は「物が主を見、眼が堅に立  
 つ」と応じた。さらに又「これ風動せず、これ旛動せず。  
 そこに祖師を見るか」と問うと、滅翁は「脳の蓋(ふた)  
 を掲げたり」と応じ、仏照はこれを「然り(よし)」とした。  
 仏照が「風動旛動」話をよく用いたことは『枯崖漫録』卷  
 上に依って知られる。『続伝灯録』卷三六には、仏照が滅  
 翁の俊秀振りに感心し「書記」にしたことが記され、その  
 後、杭州に帰り上竺(上天竺寺か)で「一心三観の旨」を  
 聴いたとある。「一心三観」とは如何なる内容で誰が唱道  
 していたのであろうか。「三観」とはおそらく空・仮・中  
 の三観であろうが、その禪的展開なのであろうか、よく  
 分からない。

折しも松源崇嶽(一一三二—一二〇二)が江西省饒州の  
 薦福禅院において本師応庵曇華(一一〇三—六三)の法を  
 唱道していた。その室中にてある僧に「これ風動せず、こ  
 れ旛動せず。擬議すれば棒を出すぞ」と問いつめた。滅翁  
 はこれを聞き、すぐに知解の無用を悟った、という。これ  
 らをきっかけに滅翁の心は、松源に向かい「師たる」と大  
 いに満足し、参趨し師事することになる。滅翁は、身に  
 侍し、松源の奥旨を尽く得た。辞去後、江淮二水の間の祖  
 塔を巡礼し、浙江省に帰って径山にて塗毒智策、薦福禅院  
 (饒州)にて遯庵宗演、瑞巖寺(寧波の鎮海東南か、台州  
 の黄巖県西北か)にて葦堂、天童寺にて無用浄全(一一三  
 七—一二〇七)などに参学したが、結局松源の法を嗣いだ。  
 なお、参学中、蔣山(江蘇省南京の東北、太平興国禅寺か)  
 の浙翁如琰の下で第一座(首座)になったことも伝えられ  
 る。

嘉定五年(一二二二)、薬斎居士張鑑(南宋画家・詩人。  
 一一五三—一二二二)が滅翁を臨安(杭州の西)の慧雲寺  
 に招請し開法させている[『続伝灯録』卷三六など]。

その頃、儒仏道の三教は大いに流行していた。乾道・淳  
 熙(一一六五—一一八九)の頃には、多くの儒学の説が恢  
 闡し、南宋の学者朱晦庵(朱子、朱熹のこと。一一三〇—  
 一二〇〇)が二程(程顥・程頤)の学、楊慈湖(楊簡。一  
 一四〇—一二二五)が象山(陸九淵)の学をそれぞれ復興  
 していた。これらの人は皆、仏学にも少しく進んでいた、

という。いわゆる儒教側からの仏教接近である。滅翁は、彼らと交遊し直に心法を示し世語をもってせず、大いに悦ばれた、とある。例えば、朱熹が「母の不敬は」と尋ねると又手で示したり、慈湖が「不欺の力は」と尋ねると「この力分明にして不欺にあり、不欺幾人か知ること有らん、象兎を明らかにせんと要す全提の句、看取せよ陞階正笏の時」と詩偈で答えている。

滅翁の止住寺院は、京城（杭州？）の広寿、永嘉（浙江省永嘉県）の能仁、安吉（浙江省武康県の西北）の福泉、行都（杭州）の浄慈、そして四明の天童と歴住している。これらの五刹には、十年を越えない期間に住したようでそれなりの考えがあったものと思われる。中でも能仁寺止住は僅かの間で、すぐ西丘（杭州の銭塘辺か）に帰ったところ、朝散大夫の趙崇度（号節齋）が滅翁の高い節操を慕い、粗末な身なりで西丘を訪れ共に終日語り合い去ると、翌日に浄慈寺の奏請があった『統伝灯録』卷三六など』と趙崇度の推挙があったことを示唆している。

天童寺の入院時期は不明であるが、最晩年であることは確かであり、癡絶道冲（一一六九—一二五〇）の後とすれ

天童寺世代考（五）（吉田）

ば淳祐四年（一二四四）頃となろう。止住期間は没年から逆算し五年ほどであろうか。

『統伝灯録』卷三六には、時期不明の天童寺と思われる「上堂語」が数種所載する。中でも「冬至上堂」・「宏智禪師忌上堂」などは『枯崖漫録』卷上に記す天目の『全録』に依拠するものかどうか判明しない。『増集統伝灯録』卷三、更に『五灯会元統略』卷五などの史伝にも前掲書にない「上堂語」が数種所載する。

天童寺の退院後、梁渚の西丘に過ごしたが現役時代と変わらず多くの僧達が参叩した、という。滅翁の人となりは高潔古雅で慎しく奢らない性格であったとされる。参学者には頗る親切だったのである。しかし、好事魔多しというか、微恙に罹り示寂した。荼毘しても遺骨は壊れず二片の頂骨や歯は珠玉のように燦然と輝いていたとある。淳祐十年十月十日の示寂、世寿八十四、僧臘六十八。舍利塔は天童寺の東山にある応庵曇華塔の東、無用浄全塔の左に建てられた。

法嗣に「二甘露門」と称される横川如（行）洪、石林行鞏の二人が知られている。なお横川の法嗣に古林清茂がい

て、古林の法嗣に日本の石室善玖と月林道皎、更に渡来僧の竺仙梵僊がいる。

○滅翁史料

(1) 『寺史』卷七「四九四―五」に『天台徳雲(撰) 天目禪師行状』が所載。撰者「天台徳雲」の行実是不明。この史料の前に『釈法照(撰) 天目禪師祭文』「四九三」が所載し、撰者「釈法照」は天台山人であることが知られる。この徳雲や法照は滅翁の道友と思われる。なおこの『祭文』は、淳祐六年(一二四六)十月十四日の日付け(八十歳)であり、『行状』の示寂年(淳祐十年)と矛盾するのはどういう訳であろうか。生前にも作られるのであろうか。『祭文』の日付けが誤写されたのであろうか。後に掲げる『続志』の記事はここにないで解釈に苦しむ。

『寺史』卷七には、『祭文』の後に「自題像」・東石契(石林行鞏の法嗣)の「礼(天目禪師)塔(偈)」・南堂清欲(保寧清茂の法嗣)の「題(天目禪師)像贊」が所載する。また『寺史』卷三には『本伝』天目礼禪師』があり、部分的に相違するもの大同小異である。更に卷六には「上堂語」三、「頌」七、「贊」(六代祖師)、「附録」が付いている。以下の

灯史類から収集したものと思われる。

(2) 『枯崖漫録』卷上「続蔵一四八、七九a―b」には、滅翁が仏照の下で参学中の機縁、「風動旛動」話が所載する。北磻居簡(一一六四―一二四六)とは、仏照の下で同参であったこと卷中「八三d」には滅翁と北磻との間柄が昵懇であったこと(「簡川札竅」の語は賛嘆の意味か)が記されている。また、『漫録』の撰者枯崖円悟(生没年不詳)は、景定年間(一二六〇―四)、保寧禪院(南京城内、鳳台山保寧坊内)において天目の『全録』を見たと述べているが、その後、逃亡したのか伝えられていない。

(3) 『続伝灯録』卷三六「正蔵五一、七一四a―c」に「(大鑑下第二十世、靈隱崇岳禪師法嗣一十二人) 明州天童山天目禪師」伝がある。以下に天童寺関係と思われる記事を掲げる。「師因上堂拳、楞嚴経云、諸可還者自然非汝、不汝還者非汝而誰。師頌云、不汝還者復是誰、殘紅流在釣魚磯、日斜風定無人掃、燕子銜將水際飛」「冬至上堂云、黄鐘纔起時、九数従頭数、相将幽谷鶯啼、次第雕梁燕語、田夫祭句芒、叢祠敲社鼓、農夫狎牛郎、村姑教蠶婦、光陰老尽世間人、冬至寒食一百五」「宏智禪師忌上堂、夜明簾外宝鑑堂前、元無兼帶豈有偏円、正恁麼時畢竟誰居正位、古渡無人霜月冷、蘆花風靜

鷲鷲眠」以上の「三上堂語」の後に「智虎」という僧との問答もある。

- (4) 『増集統伝灯録』卷三「統藏一四二、三九一d、三九二c」には「(大鑑下第二十世、靈隱松源嶽禪師法嗣) 四明天童滅翁文礼禪師」伝がある。前掲書にない「上堂語」が五つあるがその中、三つを掲げよう。「上堂、投子和尚道、迎之不見其首、隨之不見其形、大似徐六擔板。天童則不然、迎之彌高附察非遙、横塘宿鷲斜飛起、幾隻銀瓶掛樹腰」「上堂、衆生本不曾迷、夜闌鷄向五更啼、諸仏本不曾悟、秋清鴈度長空去、拍膝一下去、西窓昨夜月華明、涼風已到梧桐樹」「元宵上堂、昨夜摩騰法師徧點蓮燈、助仏光明直得善信真人、失却光彩太白龍王出来、道我從龍種上尊王仏時、住此山未聞有這箇消息、於是空中打箇閃電、變作滿天黒風暴雨、還委悉麼、我見燈明仏、本光瑞如此」

- (5) 『五灯会元統略』卷五「統藏一三八、四七三a、c」には、「(南嶽下十九世、靈隱嶽禪師法嗣) 慶元府天童滅翁文礼禪師」伝がある。ここにも前掲書にない「上堂語」が五つあり、以下にその中の二つを掲げよう。「上堂、季冬極寒萬木摧殘、惟有梅花十分清韻、桮橋流水外茅舍短、籬旁山僧不会東皇、意三嗅寒香立晚陽」「聖節上堂、坐瑠璃殿垂夜明簾、混然一

天童寺世代考(五)(吉田)

體以難該、冥心衆縁而無忒、從上以來推尊此位、且全身奉重一句如何拳唱妙叶群機、齊入貢從教諸道自權」

- (6) 『繼灯録』卷二「統藏一四七、三七二c、三a」には、「(靈隱嶽禪師法嗣) 慶元府天童滅翁文礼禪師」伝がある。これはほとんど前掲書と同じであるが、ひとつだけそれにない「上堂語」を掲げよう。「上堂、萬松關迥九隴煙横、谷風伝響、澗水流声、若以眼觀耳聽、拔舌犁耕、不以眼觀耳聽、拔舌犁耕、且利害在什麼處、若不步牀睡、焉知被底穿」

- (7) 『五灯統』卷二「統藏一三九、四六七b、八a」には、「(南嶽下十九世、靈隱嶽禪師法嗣) 寧波府天童滅翁文礼禪師」伝がある。ここにも前掲書にない「上堂語」が数種ある。その中、比較的短いものを掲げる。「上堂、拳、疎山手握木蛇、有僧問、手中是甚麼、山提起曰、曹家女。師曰、手中木蛇、是曹家女、美態異常、惡心難禦、驀拈拄杖曰、如今變現在南山、倒用横拈誰敢看、擲下曰、炤願性命」

- (8) 『南宋元明禪林僧宝伝』卷七「統藏一三七、三四四a、c」には、「天目礼禪師」伝がある。記事はほとんど前掲書によるが、朱熹と趙崇度との交流が強調されている。

- (9) 『統灯存稿』卷三「統藏一四五、三三二b、三b」には、「(大鑑下第二十世、靈隱嶽禪師法嗣) 明州天童滅翁天目文礼禪師」

伝がある。この資料は、(4)に近い記事内容と構成である。

(10) 『統指月録』巻四「統蔵一四三、四一八c~九a」には、

「六祖下二十世」慶元天童滅翁天目文礼禪師」伝がある。この資料は、前掲書の要約文であり特別の記事はない。

(11) 『統灯正統』巻二十「統蔵一四四、三六二a~d」には、

「大鑑下第二十世、靈隱嶽禪師法嗣」寧波府天童滅翁天目文礼禪師」伝がある。比較的まとまっているが、「上堂語」や他の記事の順序が多少異なっている。

(12) 『五灯全書』巻四八「統蔵一四一、四三a~四a」には、

「大鑑下第二十世、靈隱嶽禪師法嗣」寧波府天童滅翁天目文礼禪師」伝がある。

(12) 『統志』巻上「二七b」「天目禪師」には『語録』に記す示寂年、八十歳の時に齒が生え希叟紹曇が祝賀の偈を撰していることから癡絶道冲の後に天童寺に昇住したことを確認している。

## 弁山了阡

弁山の「伝記」はない。『統伝灯録』巻三五の目録には、径山如琰禪師法嗣七人に名を連ねているが無録である。

『寺志』巻三には浙翁如琰の法嗣であり、大川普濟・偃溪広聞・淮海原肇・介石智朋・枯椿曇・東山道源などと同門であったことが記されている。なお他に浙翁の法嗣として晦巖智昭・夢窓嗣清・芝巖慧洪が知られる。特に『枯崖漫録』巻中には、大川と法兄弟の間柄であったこと、「請假(暇)」願いに関して大川から叱責を受け、以後、弁山は語言に注意するようになったという逸話が記されている。

弁山の出身地、俗姓、誕生年、得度年、受業師、参学所、参学師、嗣法時期、止住地、没年、世寿、僧臘などは不明である。

『寺志』巻三には、ある寺院住職(天童寺か)になって帰郷する僧への「(送別)偈」が付いている。その後に「天童三十八代住持」と称していたことが記されている。天童寺三十八代住持という証左はどこに拠っているのか不明であるが、『統志』も踏襲しているので伝承として受け止めておきたい。

弁山の天童寺入院が天目の後とすれば、淳祐九年(一二四九)か十年のころとなろう。退院の時期、遷化地なども不明である。

没後、その塔は玲瓏巖の南、仏国庵（仏国惟白の塔院）の後に建てられたことが記されている。（『寺志』巻七）。法嗣に雪溪（円通）逸が知られている。法嗣が少かったことが『語録』や「伝記」などを残していない結果になったのであろう。

### ○弁山史料

- (1) 『枯崖漫録』巻中「統蔵一四八、八六c」には、大川普済の機縁として前記（本文）の逸話がある。弁山は大川と共に「老仏心↓浙翁如琰」に侍していたことが知られる。
- (2) 『増集統伝灯録』巻二「統蔵一四二、三八八c~d」には、「四明天童辨山<sup>マヤ</sup>任禪師」伝として、一般の伝記記述がなく、ある僧への「送別偈」と観音への「讚偈」が付されているだけである。その二偈を掲げよう。「送僧帰郷偈曰、奮志南方、問正因正因一字不曾聞、七零八落袈裟角、惹得凌霄幾片雲」「讚観音偈曰、螺髻屈蟠春鳴碧、緑衣零乱曉雲寒、尋声只麼随流去、見甚真観清浄観」
- (3) 『五灯会元統略』巻二「統蔵一三八、四五三b」には、「徑山琰禪師法嗣」弁山<sup>マヤ</sup>任禪師」伝とあるが前掲書と同様伝記記述がなく、「頌」一首がある。「頌李翱参葉山因縁曰、貴耳而賤目、背手抽金鏃、仰面看青天、箭過新羅国」
- (4) 『繼灯録』巻二「統蔵一四七、三六七c」は、前掲書『五灯会元統略』と同じで「頌」一首がある。
- (5) 『五灯巖統』巻二二「統蔵一三九、四八一b」も(3)と同じ。
- (6) 『統灯存稿』巻二「統蔵一四五、二七a~b」「明州天童弁山<sup>マヤ</sup>任禪師」伝があり、(2)の二頌とその前に(3)の一頌が付いている。
- (7) 『統指月録』巻三「統蔵一四三、四一四a~b」「慶元天童弁山<sup>マヤ</sup>任禪師」伝は前掲書『統灯存稿』と同じ。ただし、二頌目と三頌目の冒頭字「送」と「讚」がこの『統指月録』に略されている。
- (8) 『統灯正統』巻十一「統蔵一四四、三一六c」「寧波府天童弁山<sup>マヤ</sup>任禪師」伝も前掲書『統灯存稿』と同じ。
- (9) 『五灯全書』巻五三「統蔵一四一、七八c」「明州天童弁山<sup>マヤ</sup>任禪師」伝も前掲書『統灯存稿』と同じ。
- (10) 『寺志』巻三「二一八~九」の「弁山<sup>マヤ</sup>任禪師」伝は本文と同じ。巻六「四三四~五」には、前掲書(6)の『統灯存稿』と同じ。一頌目の前に制作の背景とも言うべき説明文が付いている。また巻七「四九七」には弁山の「塔」の位置が記されている。

いる。

(11) 『統志』「巻上、一八a」には、世代数に付いての記述「本寺三十八代住持」と別山祖智の世代数「四十代住持」との称が確認されている。別山は次の西巖了慧と共に無準師範の法嗣である。

### 西巖了慧 (恵) (一一九八―一二六二)

西巖の伝記は、物初大観 (北碭居簡の法嗣) が西巖の没後すぐに撰述 (景定三年 (一一二六) 八月一日) した『行状』が、『西巖了慧禪師語録』 (景定四年序跋) の末尾に付されているので容易に知ることが出来る。

西巖は蜀 (四川省) の蓬州 (蓬安県) 蓬池の出身、俗姓羅氏。少年期、長髪で子供たちと戯れ、必ず泥沙をこねて仏塔の形を作った。ある日、玉掌山安国寺の祖灯が舎宅に来た際、少年の西巖が塔に向かい合掌しているのを見て頭頂を撫でながら「私に従いて来るかい」との誘いが縁となり出家し、十九歳で薙髪した。祖灯は「般舟念仏三昧」を授けようとしたが、西巖は自分の志と相違したので辞去し、遂に成都に赴き講席に着き「性宗」の経論を学び「義学」

の限界を自覚した。そこで「義学」を捨て昭覚寺の壊庵照に参謁すると「法器」たることを認められたが、行脚の旅に発ち三峡を出、湖湘を経由して江浙に至り、径山の浙翁如琰に見え、更に高原祖泉 (金山道奇の法嗣) に参謁 (靈隠寺か) し、高原が台州 (浙江省) に移遷した際も随侍したが機縁かなわず、高原より雪竇山へ行くことを勧められた。時の住持は無準師範 (一一七八―一二四九) であり、西巖はその席に参じた。無準が育王寺へ移遷した際も随侍したが、この時は機縁かなわなかった。次に浄慈寺で無準の法弟である石田法薫 (一一七一―一二四五) に見え、また呉門 (蘇州) の万寿寺で妙法之善 (一一五一―一二三五) にも見え、その俊才ぶりを認められたが嗣法とするまでに至らなかつた。しかしその後、無準が径山へ移遷したことを知り往謁すると直ちに省悟した。知蔵や第二座の要職を勤めた。前述の天目と交渉のあつた趙崇度 (字は履節、号は節斎) とも接触があり、彼の推挙かどうか判明しないが、平江府 (江蘇省) の定慧寺に昇住し、無準に師承香を焚いている。次に温州 (浙江省) 鴈山の能仁寺に入院し、三年程止住し、更に江州 (江西省) 廬山の東林寺へ移遷し、一

年止住している。その間に天童寺が虚席となり、朝命を受け特別の推挙があつて淳祐十二年（一二五二）十一月十五日に入院している。

宝祐三年（一二五五）三月、『日本国丞相藤原公捨経記』を撰述している。これは藤原（九条）道家の寵子、一条実経（関白）が圓爾辨圓（聖一國師）を通し、径山正續院に「親書法華」等の四経を初め総数三十二巻を寄贈されたのに対し感謝し記したものである。圓爾は無準の法嗣であり、西巖と法兄弟の間柄である。

止住五年目の宝祐四年（一二五六）七月（七月旦上堂）の後に「回祿後、解制上堂」とある。日付け不明であるが天童寺が回祿（火災）に遭い、半日にして焼失した。門人の宗清・徳淵・智月などが復興に尽力し新旃檀林・庫司・厨廡・諸寮が次第に整い、水陸堂の材料も準備され、順調に進むかに見えたものの、西巖は疲労のためか俄かに病に罹り、制使履齋呉公（南宋大臣、呉潜。字は毅夫、号は履齋。一一九六―一二六二）に参謁し隠退を告げ、西巖の推薦があつたのか呉公は蔣山（蘇州か）洞庭天王寺の別山祖智を後席に継がしめることに決まった。別山は西巖の法弟

である。西巖の退院は、宝祐五年「仏涅槃上堂」の後に「退院上堂」があるので二月十五日以後、間もない頃と思われる。

西巖は太白山下、中峰（青鳳山）に退庵すること三年、この間、趙大卿なる人物が西巖を訪ね、瑞巖山（江蘇省江寧府）開善寺の昇住を勧め、当初辞退したものの引き受け、僅か二年居住したが、屢々病が生じた。最後は太白山に帰り療養生活をし、景定三年（一二六二）三月二十二日示寂した。世寿六十五、坐夏四十七。天童寺にて五日間に互り葬礼がなされ勲に供養された。遺骨は盤山下、幻智庵に葬られた。

法嗣には東巖浄日、月潤文明、木庵訥・月舟乘・絶壑淳が知られている。定慧寺・能仁寺の門人には修義（二ヶ寺の『語録』を編集）、東林寺の侍者に景元（『東林寺語録』を編集）、天童寺の侍者に宗清・継潯（『天童寺語録』を編集）、開善寺の侍者に宗応（『開善寺語録』を編集）がいる。特に、『語録』巻下には、西巖の道交のあつた人々が大勢出ている。その中で日本からの参学者「俊上人」「證上人」の二人が見いだせる。ちなみに西巖の法兄弟の日本人僧に

前述の圓爾辨圓の他、妙見道祐、性才法心がいる。また渡来僧に無学祖元や兀庵普寧が知られている。

○西巖史料

- (1) 『西巖了慧禪師語録』三卷 「統蔵一二二、一六六a―一八七a」、卷上には「平江府定慧禪寺語録、温州鴈山能仁禪寺語録、江州東林禪寺語録、慶元府太白名山天童景德禪寺語録、瑞巖山開善禪寺語録」、卷下には「法語、跋語、偈頌、贊仏祖、自贊、小仏事、行状、跋」が所載している。景定四年序跋。末尾に『日本国丞相藤原公捨経記』が所載。これは『東福聖一国師年譜』より転載したこと、西巖が宝祐三年(日本暦建長七年、一二五五)三月に記したことが知られる。なお、卷下の「法語」には「日本證上人、以断橋法語、求印證」がある。「證上人」は宝祐四年に天台山から天童寺へ来た日本僧であるが素姓不明である。同じく「偈頌」に「送日本俊上人」がある。「俊上人」とは誰であろうか(俊仍(一一六六―一二二七)ではない)。西巖の止住寺院に來訪した日本僧で帰国の際に贈った「偈頌」であろう。

- (2) 『枯崖漫録』卷下「統蔵一四八、九三a」に「示衆」「題五

祖六祖像」がある。これは『語録』に所載していない。

- (3) 『増集統伝灯録』卷四「統蔵一四二、四〇六a―c」「四明天童西巖了慧禪師」伝が所載。(1)の『行状』に由来し、それを略述したものと判断できる。なお示寂年月日の日付け「二十一日」が「十一日」となっている。これは、どちらが正しいのであろうか。

- (4) 『五灯会元統略』卷三「統蔵一三八、四七五b」「明州天童西巖惠禪師」伝が所載。ここには「頌六祖伝衣話」があり、これは『語録』にも所載する。

- (5) 『繼灯録』卷三「統蔵一四七、三八〇c」「明州天童西巖惠禪師」伝。ここにも「頌六祖伝衣話」がある。もう一つ「頌泐潭常興見南泉來便面壁話」は『語録』に見当たらない。

- (6) 『五灯嚴統』卷二「統蔵一三九、四七〇a―b」「明州天童西巖惠禪師」伝。ここには天童寺在住時代の『語録』に納められている「示衆」と(4)と同じ「頌六祖伝衣話」がある。

- (7) 『統灯存稿』卷四「統蔵一四五、四四a―d」「明州天童西巖了慧禪師」伝が所載。(3)の『増集統伝灯録』卷四と大同小異。末尾部分が多少異なり、(5)の「頌泐潭常興見南泉來便面壁話」が付いている。

- (8) 『統指月録』卷五「統蔵一四三、四二六d―七a」「慶元天

童西巖了慧禪師」伝が所載。(3)(7)の略述。没年・世寿などが記されていない。

(9) 『統灯正統』卷三二「統藏一四四、三七二c(三a)」「寧波府天童西巖了慧禪師」伝が所載。(3)(7)の略述であるが(8)の約二倍ほどある。(3)と同じく寂年月日の日付け「二十二日」が「十一日」となっている。

(10) 『五灯全書』卷四九「統藏一四一、四九c(五〇a)」「明州天童西巖了慧禪師」伝が所載。(9)と大同小異。

(11) 『寺志』卷三「二七〇」「西巖惠禪師」〔補伝〕が所載。(7)の『統灯存稿』卷四と「明州天童西巖了慧禪師」伝と相似。末尾に「嗣無準範、其法嗣東巖日等三人」とある。卷六には「仏涅槃日上堂」「芙蓉長老至上堂」と「頌」六祖伝衣鉢話」が付いている。卷七には西巖の塔が盤山の下、幻智庵の上山に建てられたことが記されている。また浄慈徳海の法嗣雪窓悟光の「礼塔偈」が付いている。

(12) 『統志』「卷上、一八a」には、(1)『行状』の記事(天童寺の入院・五年間における薫陶ぶり・回禄とその復興への努力・病となり隠退を履斎呉公に告げ呉公は別山の継席の奏上)がある。

天童寺世代考(五)(吉田)

## 別山祖智

別山の伝記史料として古いのは、『兩浙金石志』卷十三と『寺志』卷七に所載する「宋天童別山智禪師塔銘」である。ただし『金石志』の塔銘「慶元府太古名山天童景德禪寺第四十代別山智禪師塔銘」は、銘文の前半を所載しているものの部分的に字句が伏せ字になっている上に後半を欠損している。『寺志』は、幸いに全文を見ることができ、恐らく「塔銘」そのものは破損したが、それ以前に銘文を拓本にして保存し、収録したのであろう。撰者は、朝散大夫直煥章閣主管・成都府玉局観の文復之(合州の人、字は廷實、進士)である。撰述は別山の没後(景定元年(一二六〇))間もない頃、文復之に依頼したと思われるが、その撰述年は不明である。なお灯史類において『五灯会元統略』ないし『南宋元明禅林僧宝伝』などに所載する別山の伝記は「塔銘」の叙述を越えるものではない。以下、「塔銘」の前半、後半部分を除き別山の中心的な伝記の内容を述べよう。

別山の名は道号、字は祖智。俗姓は楊氏。蜀(四川省)

の順慶(府)出身。母が妊娠し臨月の時、大柄で容貌瑰偉な僧を夢見た。生まれた子は背が高かった、という。これは後日における別山の容貌を表現したものであろう。子供の頃、遊びは余り好まなかったようである。七歳の時、紹印という僧が訪ねてきて容貌が一般の児と異なるのを見て試しに「行童(童行か)にならないか」と言うと言うと欣然として彼の廬につき従い、「圭峯円覚序」(圭峯宗密の『円覚経大疏』上巻の序(裴休の序、自序、帰敬序)の中のいづれか)の一部を口に出すと即時にそれを誦し、あたかも宿習(宿老)者のようであった、と言う。

十四歳で祝髪し(別の史料に「宋嘉定癸酉(一一二二)試所習得度、其年十四矣」とある)、十九歳で成都の昭覚寺に往き(牛全(拗堂中仁に關係する人物か)により出世の法(仏法)を学び、その後、三峡(四川省錦江山の北)を出て公安(湖北省の南部、江陵府)に至った。そこで「六巖語」(巖巖著の語か)を聞き喜び、蘇州の穹窿寺(呉県穹窿山)へ往き、巖巖著(不明)の堂中に参謁し、『華嚴(經入)法界品』の「善財(童子)が弥勒(菩薩)の楼閣を見、その因縁に入り已り還た閉ず」(正蔵九、七六七―七八三

の趣意)の語に恍惚として夢見る思いがして遂に靈雲の桃花を見る機縁を頌に託して「萬縁叢中紅一点、幾人か歡喜し幾人か嗔る」と詠むと巖はこれに領いたので大衆に従い二年過ぎた。更に浙翁如琰・無際了派・高原祖泉・淳庵浄・妙峰之善に相見し、いづれにおいても頭角の誉を表し、最後に雪竇山の無準師範に見えると無準は別山の法器たることを認めた。無準の接化は、「峻絶の門庭」として聞こえ学人を「棒喝」を以てもてなしていた。無準が「棒喝」を下すとそれに対し「一語」をなしたが許されず、更に応対し続けようとし、忽ち口をつぐみ多言を發せられなくなり、以後は「知解」を捨て久しく服膺した、という。ある日、「自分の平生の技量はみな死法であった。今、無準師範に見え始めて活路を行ることができた」と述懐し、その私淑ぶりを呈している。無準が育王山に転住すると別山を蔵司職に任じ、間もなく径山へ昇住すると「分座(説法)」を招請した、とある。この辺りの叙述は、師資の親密ぶり信頼度が伺える。

嘉熙二年(一一三三)、洞庭(蘇州)天王寺(洞庭西山桃花塢)が虚席になり、郡守趙公が大衆より別山を選び出

した。別山は住持になると廃れていた多くの行事や儀礼を復興し、規式を一新することに従事邁進した。

西巖了慧・高峰密・兀庵普寧・別庵甄（別翁甄か）等と互いに法門上の激論を戦わせる道友であった。癡絶道冲が杭州靈隠寺に昇住すると（淳祐四年以後か）、学人同士が往来し、別山の「提唱」が称賛を受け名声が高まった、という。丞相の游公侶が西余山（浙江省呉興県の西）に招待し、金陵の留守職王公埜が蔣山に招待したというのは、その名声から敬意を表したのであろう。別山はそれらを縁に任せて往参した。学人修行者の指導法として古参と新参、積極的か消極的かそのどちらでもないかを目安として行った。そのやり方が彼の住する叢林の名を至る所においていやが上にも遠近の法会に広がった。という。

西巖の項で触れた如く、宝祐四年（一一五六）、天童山景德寺が罹災した。また西巖が復興に尽力し、病となって引退を履齋呉公に表明し、法第の別山を呉公に推薦したのであろうと推定した。別山の「塔銘」にもそのあたりは不明であるが、その年、宿縁によって招請を受けたとの旨を述べている。『寺志』卷三には「制相呉公」が別山の道行

天童寺世代考(五) (吉田)

を潜に判じ奏したとの旨を述べている。なお昇住の年月日は明確に記されていない。就任当初の寺は、全く何もなく大衆の心に安らぎもなく、憂悲に耐えられない様子であった。別山は忍耐力を以て復興に尽くし、大衆も粗食や仮庵などを意に介せず始終苦勞も告げず、それらの機縁が熟し、「僧牒」（寺苑の官文書―辞令・任命書・証明書のいずれか。おそらく伽藍が竣工し、官寺の祝文であろう）が到着した。梵宮（伽藍）は巍巍として恰も神力が変現し目前に突出したようて人々は賛嘆驚愕した、という。別山の指導力や行政手腕が発揮されたわけである。『寺志』卷二「建置考」の宝祐六年（一一五八）項に「別山智禪師、建復寺宇寶閣」とある。

景定元年（一一六〇）九月初め、大衆に次の様に示した。「雲淡く月の華、新木山を脱し、露骨に天あり地あり、幾箇の眼睛か是に活し来るや」。これを聞いた老参宿衲（年配の修行者達）は疑った、「末後の句を提示したのではないか」と。以後、丈室より二度と出ることはなかった。見舞いする者に慌ただしく「相見するに及ばない。各々宜しく努力せよ」と告げた。その後、十日経ち夜分に侍者を呼

び後事を委嘱し、特別に一語もなく「珍重（お大事に）」と大衆に叉手して永い眠りに入った。世寿六十一、僧臘四十七。なお示寂年「庚申（景定元年）」及び世寿と僧臘は後の灯史類で若干異なる。「庚辰（至元十七年）」『五灯会元統略』、「寿六十有七坐五十四夏」『続灯存稿』。「寿六十有八夏五十四」『続灯正統』の如し。『塔銘』の記述が古く正しいと思われるが、このように違いが生じたのは恐らく『塔銘』が破損し文字を読みにくくし誤写されたせいであろう。

遺骨を中峰の密庵咸傑禪師塔の右に収め塔を建てた。法嗣に竹洲修、松巖秀、応叟言、それに日本からの留学僧樵谷惟僊がいる。樵谷は帰朝後、信濃別所に安樂寺を建立し、道俗を教化した。なお、別山の最晩年頃、日本から相次いで義尹や義介が入宋しているが、天童寺で別山と彼らが相見した史料はない。

### ○別山史料

- (1) 「宋天童寺別山智禪師塔銘」として『兩浙金石志』卷十三「三九右一四一右」に「慶元府太古名山天童景德禪寺第四十代別

山智禪師塔銘」が所載する。その冒頭に「朝散大夫直煥章閣主管成都府玉局觀文復之撰」（『寺志』卷七、別山智禪師塔には、「中峰之麓朝散大夫直煥章閣主管玉局文復之撰銘序曰」と記す）、「朝散大夫枢密院編集官兼檢詳諸房文字游文書」  
「資政殿大学士光祿大夫提舉臨安府洞霄官史□之題蓋」とある。本文は『寺志』卷七所載の約三分の一ほどであり、おまけに伏せ字が百以上もあって解読が難しい。末尾に「右碑題額正書六字文三行八分書在鄞縣天童寺、此碑滅裂過半前言宏智住山之盛而丙辰于火州守吳公聞于朝曾帥禱雨之應遂有僧牒之賜者衆空集三年而落成矣。又云、天童始于興禪師、謂晉太康僧義興始誅茅結屋也。後言師諱祖智俗楊氏蜀人、祝髮以下皆不可讀」とあり、碑文の体裁や破損状態を記している。最も大事な点は別山が「第四十代」住持と確認できることである。

- (2) 『増集統伝灯録』卷四「統藏一四二、四〇六d」「四明天童別山智禪師」には次の「上堂語」と「頌」が所載する。「上堂、  
 挙、世尊臨入涅槃文殊請佛再轉法輪。世尊咄云、吾四十九年未嘗說一字、汝請吾再轉法輪。是吾嘗轉法輪耶」「頌曰、老漢生平大脫空、將無作有誑盲聾、臨期一語方真實、也是闍梨飯後鐘」〔盲聾〕は差別語
- (3) 『五灯会元統略』卷五「統藏一三八、四七五c」  
 「明州天童

別山智禪師」は(1)の『塔銘』の略伝。示寂の干支が「庚辰」(至元十七年(一二八〇))とあり、『塔銘』に「庚申」(景定元年(一二六〇))とあり、二十年の相違がある。以後、「庚辰」が踏襲される。気になる点は『塔銘』の後半部に「本山住一二十年」の句があることであり、示寂年とかみ合わせながら前後の文から正しく把握する必要がある。

(4)『繼灯録』卷三「統蔵一四七、三八〇c、d」「明州天童別山智禪師」は、前掲(3)にほぼ同じ。なお罹災後の復旧を「凡三年克復舊觀」と記している。

(5)『五灯厳統』一一「統蔵一三九、四六九d」「明州天童別山智禪師」の略伝には、得度・参師聞法(六嚴、無準)・径山の分座説法・天童寺昇住、それに天童寺の「上堂語」として「上堂、拳、麻谷問臨濟、大悲千手眼、那箇是正眼。濟曰、大悲千手眼、那箇是正眼、速道速道。谷近前、拽臨濟下禅牀、却坐。濟近前曰、不審。谷擬議、濟便喝。拽下禅牀却坐。谷便出去。師曰、賊隊相逢午夜時、擄旗奪鼓討便宜、驀然天曉重相見、滿面羞漸各自歸」が付いている。

(6)『南宋元明禅林僧宝伝』卷七「統蔵一三七、三四一d、二c」「別山智禪師」伝は、(1)の『塔銘』の略伝といえるが、その中にいくつか別の記事も挿入されている。『塔銘』に次ぐ有

力史料といえる。

(7)『続灯存稿』卷四「統蔵一四五、四二c、d」「明州天童別山智禪師」伝には、(2)と同じ「上堂語」「頌」が所載する。示寂年は(3)と同様であるが「寿六十有七、坐五十四夏」となっている。これは「一」が「七」と写し間違えたのであろうか。

(8)『続指月録』卷五「統蔵一四三、四二六b」「慶元天童別山智禪師」伝には、天童寺入院と示寂年との年月が記されていないが、叙述項目は(3)と大同小異である。

(9)『続灯正統』卷二二「統蔵一四四、三七三b、c」「寧波府天童別山智禪師」伝は、(6)と大同小異。ただ示寂年が「景定庚申九月旦」とあり『塔銘』と同じである。なおどうした訳か「寿六十有八、夏五十四」とあり、世寿僧臘が違う。

(10)『五灯全書』卷四九「統蔵一四一、四八b、c」「明州天童別山智禪師」伝は前掲(9)と大同小異。

(11)『寺志』卷三「二二四、六」「別山智禪師「本伝」」は、前掲の灯史類を集約したものであるが、『塔銘』との記述上、示寂年が「庚辰九月旦」とある。同じ書に矛盾する記事はいただけない。卷六「四四四」に二種の「頌」が所載する。その中の一は(2)の「(上堂語)頌」である。後の「頌」は「風前

天童寺世代考 (五) (吉田)

一曲動離情、調古無人和得成、自唱自斟還自飲、至今猶自不惺惺」という台州瑞巖師彦にまつわる挿話に関連するものである。巻七「五〇〇〜五」の「別山智禪師塔」(『塔銘』)は(1)で既述した。

(12) 『統志』巻上「二八左」「別山智禪師」には、「前志(『寺志』)に別山が宝祐四年丙辰に天童寺の寺主になったこと、景定元年庚申に天童山で寂したことを、「四十代住持」であることを確認している。その後「応刪」に「前志」において絶岸可湘を住持の列序に入れていたが絶岸の『語録(七会全録)』に天童寺が含まれていないことから刪去(除去)する旨を記している。『寺志』巻三には「絶岸可湘禪師／旧志缺今補」の項を設け、別山の「塔銘」碑に「鐫住持沙門可湘立石」とあると記しているが、その碑がどのようなものか詳細は不明である。後日の検討を期したい。周知の如く、可湘は別山の法兄弟の間柄であり、碑銘の立石に関係してもなんら不思議はない。